東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年12月16日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年12月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 7 件

その	1년 :	7 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去系ポンプ(B)電動機本格点検時において、ポンプ軸受メカニカルシール部に漏えい(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該メカニカルシールを交換。なお、当該ポンプを隔離し、漏えい停止。	GⅢ	
2	1号機	原子炉圧力容器スタッドテンショナボルト伸び計測装置において、不具合(位置指示表示にばらつきがある)が認められたため、当該装置を点検・修理。	対象外	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(2A)室空調用タイマー点検において、タイマー動作時間設定つまみ折損が 認められたため、当該タイマーを交換。	GⅢ	
4	2号機	無停電電源装置(2A)において、「インバータ給電」から「予備給電」へ切替操作をした際に「プラントバイタル無停電電源装置2A故障」警報発生および発煙が認められたため、原因調査。なお、発煙については富岡消防署より火災には該当しないと判断された。	GΙ	
5	2号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機(B)において、駆動用Vベルトのたわみ量が増大し異音の発生が認められたため、当該Vベルトを交換および張り調整。	対象外	
6	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)貝殻除去装置において、入口圧力指示計カバーガラスの破損(ひび割れ)が認められたため、当該カバーガラスを交換。	GⅢ	
7	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系海水ストレーナ入口チャンバーベント弁において、 弁シート部に漏えい(1滴/3秒)が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	